

リ地交第119号の1
令和6年3月26日

一般社団法人 奈良県建設業協会 殿

奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課
(公印省略)

空港周辺における航空法に定める建造物等の高さ制限について

平素は、本県航空行政にご理解並びにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、奈良県ヘリポートの周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物が無い状態にしておく必要があり、航空法第49条に基づき建築物やその他工作物の高さが制限されています。

対象区域内で建築物やその他の工作物等の新築・改築・増築を計画される方に向けて、航空法で定められた制限表面について説明する資料を送付いたしますので、既にご承知のことと存じますが、改めて貴台会員各位へご周知賜りますようお願いいたします。

なお、ご不明な事項については、下記担当窓口までお問い合わせください。

今後とも、航空の安全確保を図っていくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

○参考資料

「奈良県ヘリポート周辺における高さ制限のお知らせとお願い」

○制限表面照会担当

奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課リニア推進係

TEL:0742-27-8102 FAX:0742-27-3511

以上

奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課

リニア推進係 北川、砂川

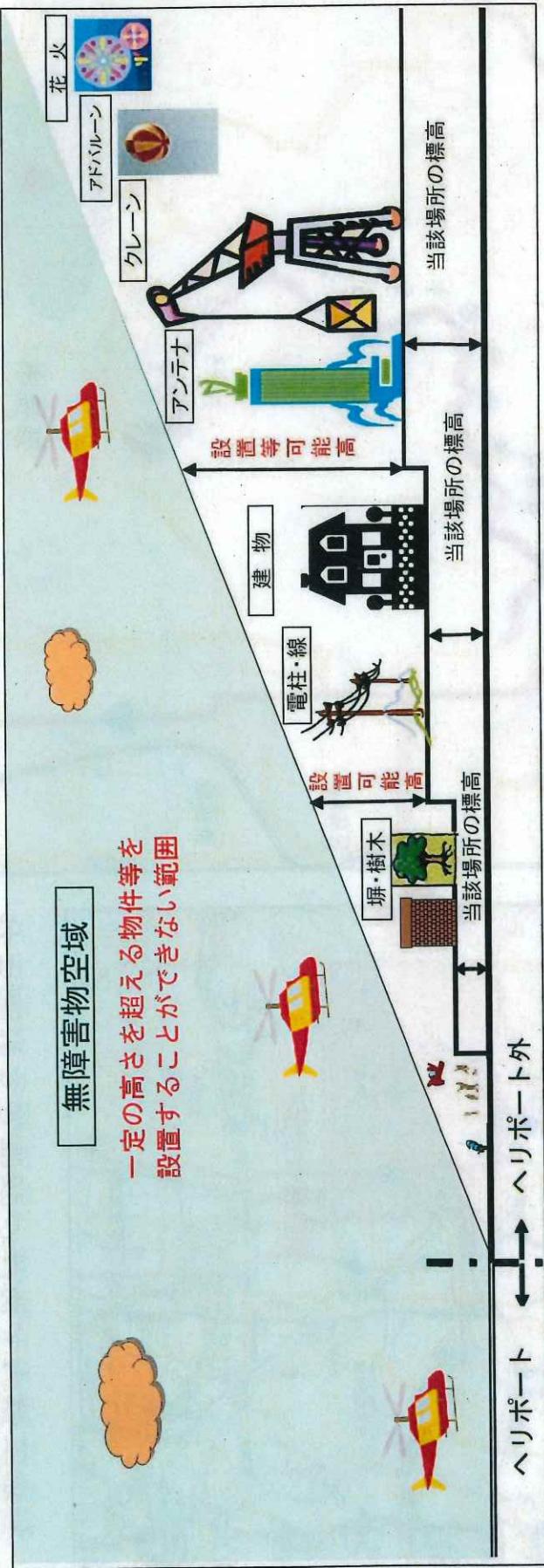
TEL:0742-27-8102 FAX:0742-27-3511

奈良県ヘリポート周辺における高さ制限のお知らせとお願い

ヘリポート周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があり、一定の高さを超える物件等を設置することができません。このため、「航空法」により各空港に制限表面を設定し、その制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。なお、制限表面の範囲など不明な事項については、下記担当窓口までお問い合わせください。

(参考) 物件等の中には、建築物はもとより、クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーンの浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。

○航空法による制限表面のイメージ

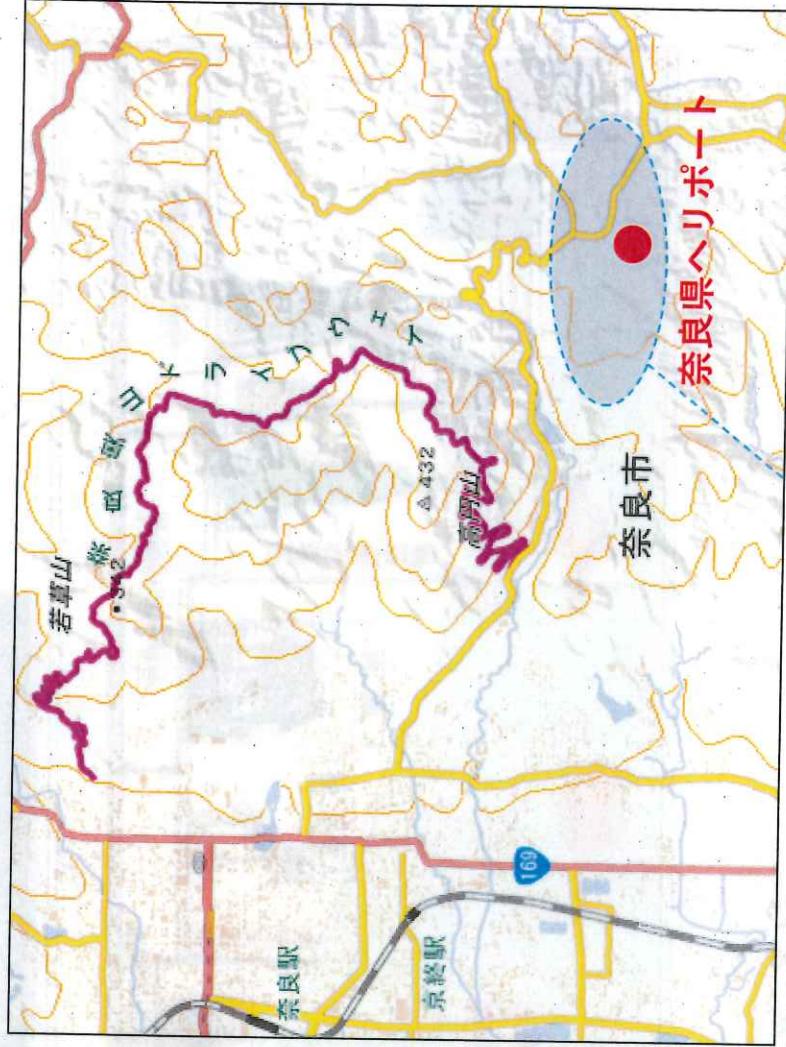
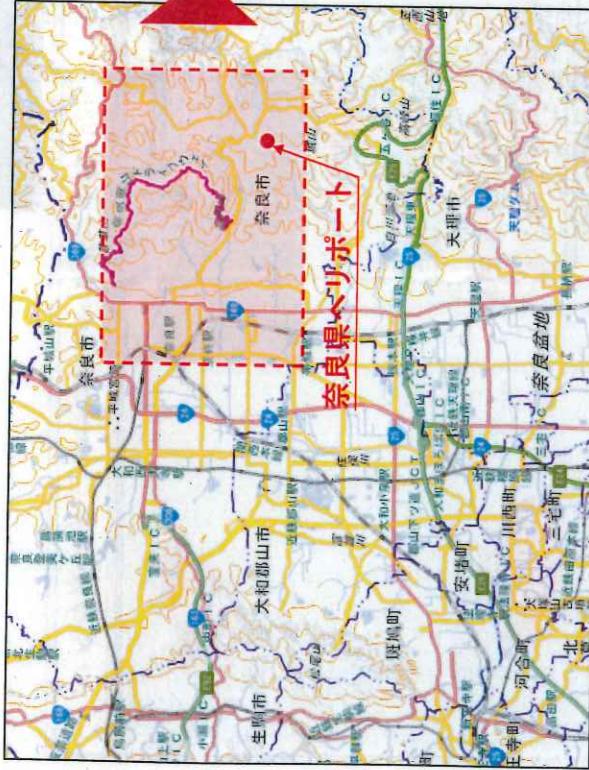


お問い合わせ先

奈良県リニア推進・地域交通対策課

TEL : 0742-27-8102 FAX : 0742-27-3511

奈良県ヘリポート位置図（奈良市矢田原町2446）



対象区域内で物件の設置等を計画されるか否かの確認をさせていただきます。お問い合わせください。

今後も、航空の安全確保を図つていい
ため、皆様のご理解とご協力を
お願いいたします。

制限表面の位置の詳細は、
お問い合わせください。

お問い合わせ先

奈良県 リニア推進・地域交通対策課

TEL : 0742-27-8102 FAX : 0742-27-3511

奈良県ヘリポート制限表面の概要

【進入表面】



制限高：着陸帯端から1,000mまで、 角度1/8の面

例) 着陸帯端から距離400mのラインにおいては、
 $400 \times 1/8 = 50$ 。
物件の高さが50mに達しないこと（物件の所在地
の標高が、ヘリポートの標高（453.5m）と等しい
場合）。

【転移表面】



制限高：着陸帯端から90mまで、 角度1/2の面

例) 着陸帯端から距離90mのラインにおいては、
 $90 \times 1/2 = 45$ 。
物件の高さが20mに達しないこと（物件の所在地
の標高が、ヘリポートの標高（453.5m）と等しい
場合）。

【水平表面】



制限高：標点から垂直上方45m(角度1/2)の 点を中心とした半径200mの円周

例) 滑走路北端から距離90mのラインにおいては、
 $90 \times 1/2 = 45$ 。
物件の高さが45mに達しないこと（物件の所在地
の標高が、ヘリポートの標高（453.5m）と等しい
場合）。

